

受益者負担の見直し(案)一覧表(手数料・その他収入)

資料2

①区 分	②単 位	基本方針による算定				⑦見直し結果	改定案					
		③改定率	④激変緩和措置の適用の有無	⑤計算料金 (円)	⑥現行料金 (円)		⑧料金改定案 増減 (円)	⑨計算料金と料金改定案が相違する場合の理由	⑩他市町村の状況			
1 みよし市手数料条例(財政課)												
(1)証明、閲覧等に関する手数料												
									豊田市	刈谷市	安城市	
住民票の写しの交付(個人・世帯全員)(※除票含む)	1通	102%		200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200		150	200	200
住民票記載事項証明	1通	136%		200	150	料金据置(その他理由)	→	150	住民票記載事項証明については、申請者が持参した用紙に証明をして発行することが多いため、偽造防止用紙を使用することが少なく、他の証明書類の発行よりもコスト面を低く抑えることができるため、住民票の写しよりも低く設定することが妥当であると考えます。	150	200	200
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件	116%		170	150	料金据置(その他理由)	→	150	近隣市の料金と比較しても現行料金はほぼ同等であり、他市とのバランスを考慮し、現行料金を据え置くこととする。	150	100	100
印鑑登録証明書の交付	1枚	102%		200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200		150	200	200
印鑑登録証再交付	1枚	99%		90	100	料金据置(その他理由)	→	100	近隣は無料としている所が多いが、カードの材料費がかかっているため、カード作成費相当分を受益者に求めることが妥当であると考えます。	—	—	200
不在住又は不在籍証明	1通	102%		200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200		150	200	200
戸籍の附票の写しの交付	1通	102%		200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200		150	200	200
身元(分)に関する証明	1通	102%		200	200	料金据置(基本方針通り)	→	200		150	200	200
									豊田市	刈谷市	碧南市	
土地建物に関する証明	1件	113%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200	料金改定案に対して、原価は超過しているが、近隣市町で発行する証明については、すべて200円であり、また閲覧については、証明料金より安価な設定としている市町が多いことから、現行料金を据え置くこととする。	200	200	200
租税公課に関する証明	1件	113%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200		200	200	200
営業及び職業に関する証明	1件	113%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200		200	200	200
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1件	113%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200		200	200	200
土地台帳の閲覧	1件	150%		220	150	料金据置(その他理由)	→	150		150	100	150
家屋台帳の閲覧	1件	150%		220	150	料金据置(その他理由)	→	150		150	100	150
固定資産課税台帳の閲覧	1件	150%		220	150	料金据置(その他理由)	→	150		150	100	150
課税地籍図の閲覧	1件	218%	適用(150%)	220	150	料金据置(その他理由)	→	150	課税地籍図の閲覧については、原価が料金改定案を上回るが、近隣市と比較しても高めの設定となっていること、また、年度によって件数が前後することを踏まえても、現行料金が妥当と考えられる(件数が増加しても機器リース料は変わらない)ため、現行料金を据え置くこととする。	豊田市 150	安城市 100	岡崎市 100
課税地籍図の複写	1件	115%		340	300	料金据置(その他理由)	→	300	課税地籍図の複写については、原価が料金改定案を上回るが、近隣市町と比較しても高めの設定となっていること、また、年度によって件数が前後することを踏まえても、現行料金が妥当と考えられる(件数が増加しても機器リース料は変わらない)ため、現行料金を据え置くこととする。	豊田市 100	長久手市 200	東郷町 200

①区 分	②単 位	基本方針による算定				⑦見直し結果	改定案			⑩他市町村の状況		
		③改定率	④激変緩和措置の適用の有無	⑤計算料金 (円)	⑥現行料金 (円)		⑧料金改定案 増減 (円)	⑨計算料金と料金改定案が相違する場合の理由				
										豊田市	岡崎市	西尾市
地籍調査成果交付手数料	1件	145%		720	500	料金据置(その他理由)	→	500	法務局が発行している金額を基準としているため	200	0	0
地籍調査による地積に関する証明手数料 (地籍証明書交付手数料)	1件	111%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。	200	0	0
街区基準点測量成果交付手数料	1件	110%		220	200	料金据置(その他理由)	→	200	原価は220円であるが、近隣市町では提供していないため料金は据置とする。	—	—	—
(2)情報公開・個人情報保護条例関係手数料										豊田市	刈谷市	東郷町
文書等(カラー複写以外の複写機により複写)	1枚	90%		9	10	料金据置(その他理由)	→	10	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。	10	10	10
文書等(カラー複写の複写機により複写)	1枚	110%		50	50	料金据置(基本方針通り)	→	50		50	50	20
電磁的記録(光ディスクに複写)	1枚	113%		110	100	料金据置(その他理由)	→	100	近隣との均衡により料金を据え置くものとする。	100	100	100
(3)屋外広告物許可手数料										県内市町		
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以内のもの)電飾無	5㎡	100%		890	900	料金据置(その他理由)	→	900	屋外広告物許可手数料は、県内全ての市町村に権限移譲がされたため、愛知県手数料条例に規定がなくなり、各市町の条例にその額が規定されることになった。 西三河各市において手数料の見直しを調査した結果、手数料を改定を予定する市はなかった。理由として、許認可にかかる手数料は、消費税法では非課税扱いとなること、また、現在の手数料の算定根拠が不明(権限移譲元である愛知県でも不明のため)であり、コストを算出することが困難であること等が挙げられる。 屋外広告物許可申請は、県内全ての市町村で同一の事務を行っており、物件費もかかっていない中で、職員のコストのみで判断することは、市の規模によってもそのコストは異なるため、県内各市町の均衡を図る上で、手数料を据え置きとする。 なお、実績がない項目もあるが、愛知県屋外広告物条例に項目が規定されているため、項目は規定したままとする。	900		
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以上のもの)電飾無	5㎡	138%		1,790	1,300	料金据置(その他理由)	→	1,300		1,300		
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以内のもの)電飾有	5㎡	75%		890	1,200	料金据置(その他理由)	→	1,200		1,200		
広告板、広告塔、アーチ壁面広告等(許可が1年以上のもの)電飾有	5㎡	94%		1,790	1,900	料金据置(その他理由)	→	1,900		1,900		
電柱または街灯柱を利用する広告(許可期間が1年以内のもの)	1個				200	料金据置(その他理由)	→	200		200		
電柱または街灯柱を利用する広告(許可期間が1年以上のもの)	1個			10	300	料金据置(その他理由)	→	300		300		
立看板	1枚				100	料金据置(その他理由)	→	100		100		
張り紙	100枚				400	料金据置(その他理由)	→	400		400		
張り札	1枚				40	料金据置(その他理由)	→	40		40		
広告幕又は広告網	1枚				400	料金据置(その他理由)	→	400		400		
アドバルーン	1個				700	料金据置(その他理由)	→	700		700		
その他の広告物(許可期間が1年以内のもの)	1個				100	料金据置(その他理由)	→	100		100		
その他の広告物(許可期間が1年以上のもの)	1個				160	料金据置(その他理由)	→	160		160		
(4)租税特別措置法関係手数料										豊田市	刈谷市	岡崎市
住宅用家屋証明申請手数料	1棟	92%		1,190	1,300	料金据置(その他理由)	→	1,300	住宅用家屋証明申請手数料については、料金改定案は原価を上回っているが、近隣の自治体においても豊田市を除き同額の設定としている。また、主な申請者は個人ではなく、建築、建売事業者が多く、申請時に家屋証明用紙の作成が必要な場合もあるため、現行料金を据え置くこととする。	1,000	1,300	1,300
2 みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(財政課)										日進市	東郷町	
(1)土地												
露店、商品置場その他これらに類する施設	1㎡1日	44%	適用(150%)	360	240	料金改定(基本方針通り)	↑	360		136	252	
(2)建物												
食堂、売店等の店舗として使用する場合	1㎡1月	98%		1,430	1,460	料金改定(基本方針通り)	↓	1,430		1,390	1,707	
自動販売機を設置する場合	1㎡1月	98%		1,430	1,460	料金改定(基本方針通り)	↓	1,430		690	—	

①区 分	②単 位	基本方針による算定				⑦見直し結果	改定案						
		③改定率	④激変緩和措置の適用の有無	⑤計算料金 (円)	⑥現行料金 (円)		⑧料金改定案 増減 (円)	⑨計算料金と料金改定案が相違する場合の理由	⑩他市町村の状況				
3 みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(環境課)													
(1)ごみ													
									日進市	東郷町			
指定袋(大)	1枚	47%		7	15	料金据置(その他理由)	→	15	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため。	15	15		
指定袋(小)	1枚	50%		5	10	料金据置(その他理由)	→	10	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため。	10	10		
粗大ごみ処理手数料	1個	86%		430	500	料金据置(その他理由)	→	500	尾三衛生組合管内の日進市と東郷町は510円の設定をしているため、現行料金に据置くこととする。	510	510		
(2)し尿													
									日進市	東郷町	豊田市		
定額制(人頭割)	1人につき1カ月	366%	適用(150%)	450	300	料金据置(その他理由)	→	300	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法」に則り、し尿汲取り事業者の安定経営のため、委託料の増額措置を講じたため、原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。また、汲取り先は家賃の安いアパートが多く、低所得者が住まわれていることが多いと思われるため、住居者の生活に必須なトイレの汲取りは現行料金に据置くこととする。	130	—	270	
定額制(世帯割)	1世帯につき1カ月	334%	適用(150%)	400	270	料金据置(その他理由)	→	270		130	—	270	
定額制(臨時汲取り)	1回につき	69%		690	1,000	料金据置(その他理由)	→	1,000		原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。また、近年、年間での処理件数が1件あるかないかという程度であり、料金を改定する必要性はないと考えている。	870	—	1,100
従量制	36ℓにつき	118%		390	330	料金据置(その他理由)	→	330		「下水道の整備等に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法」に則り、し尿汲取り事業者の安定経営のため、委託料の増額措置を講じたため、原価と現行料金とに差異が生じているが、他市町との比較においても著しい差異は生じておらず、均衡を保つためにも現行どおりとする。	250	250	330
(3)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料													
									日進市	東郷町	豊田市		
一般廃棄物許可手数料	1件	72%		3,580	5,000	料金据置(その他理由)	→	5,000	尾三衛生組合管内市町において、同一料金としているため。	5,000	5,000	—	
一般廃棄物許可証再交付手数料	1件				2,000	料金据置(その他理由)	→	2,000	原価と現行料金とに差異が生じているが、近年、年間の処理件数が0件の状況が続いており、料金を改定する必要性はないと考えている。	—	—	1,000	
(4)自己搬入													
									日進市	東郷町	豊田市		
一般廃棄物許可手数料(自己搬入手数料)	10kg	190640%	適用(150%)	30	20	料金改定(基本方針通り)	↑	30		—	—	30	
4 みよし市やすらぎ霊園条例(環境課)													
									豊田市	安城市	岡崎市		
やすらぎ霊園管理料	年	110%		2,190	2,000	料金据置(その他理由)	→	2,000	管理委託費、電気料金、水道料金を合計したものの3か年分の平均値を、基準の管理費合計とし、それを現在整備済みの846区画で割り返したものを原価とした。 建設時に全区画の使用開始を前提とした管理料の設定を行っており、第4期までである整備計画のうち現在第2期までしか整備されていないため、原価と現行料金との差額は192円であるが、管理料は当初の管理料から据置き2,000円とする。	—	500~700円	2400~3300円	
5 みよし市都市公園条例(公園緑地課・スポーツ課)													
(1)土地													
									豊田市	日進市	長久手市		
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日	888%	適用(150%)	160	110	料金改定(基本方針通り)	↑	160		500/日・件	20㎡・日	1,000/日	
業として写真の撮影を行う場合	1日	1320%	適用(150%)	160	110	料金改定(基本方針通り)	↑	160		1,900/日・件	2,000/日	2,000/日	
業として映画の撮影を行う場合	1日	189%	適用(150%)	1,620	1,080	料金改定(基本方針通り)	↑	1,620		5,000/日・件	2,000/日	2,000/日	
興業を行う場合	1平方メートル1日につき	575%	適用(150%)	6	4	料金改定(基本方針通り)	↑	6		210/㎡・月	20/㎡・日	10/㎡・日	
展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	575%	適用(150%)	6	4	料金改定(基本方針通り)	↑	6		210/㎡・月	20/㎡・日	10/㎡・日	

①区 分	②単 位	基本方針による算定				⑦見直し結果	改定案			⑩他市町村の状況			
		③改定率	④激変緩和措置の適用の有無	⑤計算料金 (円)	⑥現行料金 (円)		⑧料金改定案 増減 (円)	⑨計算料金と料金改定案が相違する場合の理由					
(2)総合体育館(附属設備)										豊田市			
	バスケットボール器具	基	389%	適用(150%)	370	250	料金据置(その他理由)	→	250	近隣市町との均衡により料金を据置く	300		
	バレーボール器具	基	12%		20	250	料金据置(その他理由)	→	250		300		
	ハンドボール器具	基	41%		100	250	料金据置(その他理由)	→	250		300		
	テニス器具	基	39%		90	250	料金据置(その他理由)	→	250		300		
	バドミントン器具	基	21%		20	120	料金据置(その他理由)	→	120		100		
	卓球器具(防球フェンス)	枚	82%		40	60	料金据置(その他理由)	→	60		—		
	審判台	台	45%		20	60	料金据置(その他理由)	→	60		—		
	得点表示機(電光式)	組	38%		450	1,200	料金据置(その他理由)	→	1,200		500		
	得点表示機(手動式)	台	53%		30	60	料金据置(その他理由)	→	60		—		
	舞台装置	式	144%		3,310	2,300	料金据置(その他理由)	→	2,300		—		
	放送設備	台	53%		630	1,200	料金据置(その他理由)	→	1,200		—		
	机(備え付けのものは除く)	基	500%	適用(150%)	30	20	料金据置(その他理由)	→	20		—		
	イス(//)	基	7070%	適用(150%)	10	10	料金据置(その他理由)	→	10		—		
	シャワー	基	34710%	適用(150%)	90	60	料金据置(その他理由)	→	60		50		
	ロッカー	台	114%		50	50	料金据置(その他理由)	→	50		20		
	フロアシート	枚	487%	適用(150%)	90	60	料金据置(その他理由)	→	60	—			
6 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例(スポーツ課)													
旭グラウンド(附属設備)										刈谷市	蒲郡市	豊田市	
	コインシャワー	1回	122%		60	50	料金据置(その他理由)	→	50	過去3年利用実績がないため、料金据置とする。	—	—	—
7 みよし市放課後児童クラブ条例(子育て支援課)													
放課後児童クラブ保護者負担金										豊田市	東郷町	安城市	
	通年の利用	1月	113%		5,750	5,100	料金据置(その他理由)	→	5,100	子育て支援の充実を図ることと、近隣市町を考慮し料金据置とする。	5,500	5,000	5,200
	通年の利用(8月)	1月	131%		10,470	8,000	料金据置(その他理由)	→	8,000		8,000	9,000	8,600
	学年始休業日のみの利用	1期間	148%		3,550	2,400	料金据置(その他理由)	→	2,400		3,000	6,500	5,200
	夏季休業日のみの利用(7月)	1期間	180%	適用(150%)	6,150	4,100	料金据置(その他理由)	→	4,100		4,000	7,000	5,200
	夏季休業日のみの利用(8月)	1期間	133%		10,650	8,000	料金据置(その他理由)	→	8,000		8,000	9,000	8,600
	冬季休業日のみの利用	1期間	118%		3,550	3,000	料金据置(その他理由)	→	3,000		2,000	6,500	5,200
	学年末休業日のみの利用	1期間	118%		3,550	3,000	料金据置(その他理由)	→	3,000		3,000	6,500	5,200
	祝日に当たる日を利用(追加)	1日	158%	適用(150%)	900	600	料金据置(その他理由)	→	600		—	—	—

①区 分	②単 位	基本方針による算定				⑦見直し結果	改定案					
		③改定率	④激変緩和措置の適用の有無	⑤計算料金 (円)	⑥現行料金 (円)		⑧料金改定案 増減 (円)	⑨計算料金と料金改定案が相違する場合の理由	⑩他市町村の状況			
8 みよし市図書館学習交流プラザ設置条例												
図書館学習交流プラザ使用料(附属設備)								豊田市	東郷町	安城市		
陶芸窯	1回	101%		2,020	2,000	料金据置(その他理由)	→	2,000	計算上では、現行料金と原価がほぼ一致したため、現行料金のまま据え置くことが適当と考える。	5,500	5,000	5,200
移動式プロジェクター	1回	100%		630	630	料金据置(基本方針通り)	→	630		8,000	9,000	8,600
9 みよし市カリヨンハウス設置条例												
にぎわいプラザ使用料(附属設備)								東郷町	刈谷市			
拡声装置	1式	42%		500	1,200	料金改定(基本方針通り)	↓	500		—	—	
映像装置	1式	59%		350	600	料金改定(基本方針通り)	↓	350		510	—	
10 その他(総務課・生涯学習推進課・都市計画課)												
(1)複写機使用料								豊田市	刈谷市	日進市		
複写機使用料(情報プラザ)	1枚	100%		10	10	料金据置(基本方針通り)	→	10		10	10	10
(2)サンライズ託児利用料								日進市	刈谷市	知立市		
託児利用料	2時間	656%	適用(150%)	870	580	料金据置(その他理由)	→	580	託児については、現在「託児スタッフ派遣業務委託」で実施しており、本市が主催したサンライズで実施する生涯学習講座の受講者を対象に行っている。コスト計算結果は、現行料金が原価を大きく下回る結果となったが、この事業は生涯学習推進のための行政サービスの比重が大きく、他市町の状況をみても、刈谷市を始め、西尾市、幸田町も無料実施しており、料金を徴収している市町においても低料金設定であるため、現行料金のまま据え置きとする。	200	0	500
(3)都市計画図委託販売料								日進市	長久手市	豊明市		
都市計画図(1/2500)の複写	1枚	322%	適用(150%)	150	100	料金改定(基本方針通り)	↑	150		100	150	10
都市計画図	1枚	276%	適用(150%)	1,050	700	料金据置(その他理由)	→	700	料金改定案が原価を下回るものの、近隣市町における手数料金額との均衡を考慮したなかで据え置きとする。	700	360	300
都市計画図(白図)	1枚	277%	適用(150%)	370	250	料金改定(その他理由)	↑	300	現行料金が原価を下回っているため、料金を引き上げる方針とする。改定率の上限としても原価を下回っているが、上限とした場合、近隣市(日進市の都市計画図とみよし市が700円で同額)との均衡を考慮した中で、日進市と同額とした。	300	210	200